

# 社会保険

**社会保険計算の中に育休等終了時改定計算がありますが、これを使用するにはどうしたら良いのでしょうか。**

育児休業、産前産後休業で使用する休職理由コードを決めて、育休等終了時改定予定者一覧のオプションから登録して頂く必要があります。また、計算対象期間設定も同じオプションにありますので、これも決定して登録しておく必要があります。

これらが決定していれば、休職情報にこれらのコードが登録された情報あり、且つ復職日から対象期間を経過しているか判断して予定者として選択されます。予定者がいた場合、その後、育休等終了時改定計算、育休等終了時改定届の順で実行して頂ければ届出の作成まで行うことができます。

一意的なソリューション ID: #1058

製作者: kscsupport

最終更新: 2020-04-21 02:50